

令和6年度第3回仙台市環境影響評価審査会 議事録

- 日時 令和6年11月15日(金) 16:30~17:45
- 場所 事務局会場
仙台市役所二日町第二仮庁舎 (MSビル二日町) 6階会議室
(WEB+対面ハイブリッド形式)
- 出席委員 牧会長、丸尾副会長、石川委員、岩谷委員、大野委員、加村委員、菊池委員、
小林委員、齋藤委員、陶山委員、多田委員、永島委員、錦織委員、森本委員、
- 欠席委員 横尾委員
- 事務局 藤田環境部長、遠藤環境企画課長、金久保環境共生課長、佐藤環境対策課長

- 審議
・ [\(仮称\) DPL 仙台長町Ⅱ計画に係る環境影響評価準備書について \(諮問第82号\)](#)

■事業者 (仮称) DPL 仙台長町Ⅱ計画 事業者

事務局	【次第1 開会】 ・ 審査会成立報告 ・ 新委員紹介
事務局	【次第2 資料確認】
牧会長	【次第3 審議】 <<公開・非公開の確認>> 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする → (各委員了承) 議事録署名 小林委員に依頼 → (小林委員了承)
(審議1) 牧会長	それでは、(仮称) DPL 仙台長町Ⅱ計画に係る環境影響評価準備書について審議します。準備書については今回が初めての審議となりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	本準備書につきましては、10月25日から1ヶ月間縦覧を行っており、意見書の提出期限は12月9日までとなっておりますので、意見書の有無及び内容については、説明会での質疑等と併せて、次回の審査会でお知らせします。 準備書の内容につきましては、別冊資料に基づき、事業者から説明していただきます。事業者の方、よろしく願いいたします。
事業者1	(別冊資料について説明)

牧会長	<p>それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見があればお願いします。</p> <p>森本委員、お願いします。</p>
森本委員	<p>大気質の窒素酸化物について質問です。方法書についての議論の際、事業計画地の南側の細い道路である長町籠ノ瀬線が渋滞すると大気質への影響が大きいのではないかという指摘があったかと思います。そのことも考慮した予測評価として準備書の内容を見てみると、この長町籠ノ瀬線を時速 20km で走行した場合の二酸化窒素の濃度が予測されています。準備書の要約書（以下、「要約書」と言う。）20 ページの交通量（供用）の項目には、この道路の西側の「あすと長町3丁目交差点」について、供用後は「右折車線の交通容量比は基準値を上回る」とあるので、つまり供用後に道路渋滞が起こるという意味だと思われます。ということは、この細い道路が渋滞した場合の二酸化窒素の濃度をきちんと評価する必要があると思うのですが、いかがでしょうか？</p>
事業者	<p>渋滞で車両がほぼ止まっている条件で評価すべきというご指摘かと思われませんが、今回の準備書では、交通量調査において、通常どおり車が流れているときと渋滞が発生しているときのそれぞれについて、時間別に交通量だけではなく車速も測定しております。渋滞発生時の速度はおよそ 20km/h から 30km/h で、本事業の供用で新たに発生交通量が増えるため、ある程度速度が遅くなることを想定して、渋滞時は 20km/h という条件で予測を行い、それについて準備書に記載しております。</p>
森本委員	<p>重ねて質問ですが、要約書の 20 ページに交通量の項目があり、供用時の 4 ポツ目に「右折車線の交通容量比は…上限を上回る」とあります。これは、車の流れが全く止まってしまうという意味ではないのでしょうか？走行スピードがゼロになって、排気ガスがまき散らされている状態を私は想像したのですが、そうではないということですか？</p>
事業者	<p>確かに、信号が赤で車両が停止してアイドリングしているような状況は一時的に発生すると思われれます。ただし、それが一時間ずっと続くというようなことではありませんので、渋滞時の走行速度（平均）を用いて予測を行うという考え方となります。</p>
森本委員	<p>その条件下での予測結果で、問題はないということですね。</p>
事業者	<p>そう認識しております。</p>
森本委員	<p>もう一つ、要約書の 22 ページで、事業着手後であっても事後調査計画を見直すと読めますが、それでよろしいのでしょうか？というのは、今回、事業計画地内の二酸化窒素濃度が工事中に高くなるという予測評価がされていて、最大で 68ppb まで上昇する（バックグラウンド含む）と</p>

	示されています。工事スケジュールが変わった場合でも、実際のピーク時を逃さずきちんと測定する必要がありますので、事後評価計画は柔軟に適切に見直していただければと思っております。
事業者	ご指摘のとおり、準備書では工事計画の詳細が決定してない状況で予測をしておりますので、計画が固まり次第、実際に影響が大きくなる時期を捉えて事後調査を行い、結果を取りまとめるよう対応したいと思います。
牧会長	はい、柔軟にやっていただければと思います。森本委員もよろしいでしょうか。
森本委員	はい、ありがとうございました。
牧会長	続いて、多田委員、お願いします。
多田委員	<p>今回の日照時間についての予測結果で、冬至の8時から9時までの日影線が事業計画地北側の公園にかかっています。実際には6時頃から太陽は出ているので、9時までずっと日陰になっているとは思われます。方法書への市長意見で郡山住宅児童公園への配慮について触れられていましたが、その他にも付近に公園が二つあったかと思えます。これらの公園にも日影線がかかることになるのでしょうか？そういったことに配慮していただくためにも、これらの公園を「自然とのふれあいの場」の対象としていると思えます。</p> <p>また、周辺エリアを含めた自然的状況の「動物」の項目（準備書本編6-76（117）ページ）で、「公園や残された緑地等がタヌキ、イタチ、カワセミ（中略）にとって貴重な生息場所となって」いるとあります。今回「動物」は評価項目にされていませんが、これらの公園については、市長意見でも触れられていることを踏まえ、動植物についても調べていただいた方がいいのかな、という意見です。</p> <p>それから、今回桜の木を伐採してその後植栽する計画で、在来植栽種の表が掲載されています（準備書本編1-24（24）ページ）。桜に替えて何を植えるとか、どういった植物をどのように植栽していくかによって、生息する生き物もかなり変わってくると思われそうですが、具体的な植栽計画はいつごろ具体化するのでしょうか？</p>
事業者	今は全体の建築計画の設計中です。外構としての植栽計画がある程度形になってまとまるには、あと半年程度かかるかと思われます。
多田委員	今回、新しく植栽する種類としては、表1-6にあるようなもともと地元にあるような種類や、工事に伴って撤去する桜を想定しているということでしょうか？
事業者	そうですね。事業者（会社）の方針として、日本固有の在来種をメイ

	ンとして植栽を行うことになっています。それに加えて、ご指摘にあった桜のように、現地に親しまれた植生をなるべく採用できればと考えております。樹種固有の特徴がありますので、今ここで確定的なことは申し上げられませんが、ご意見を受けて、検討に当たっては配慮をしてみたいと思います。
牧会長	多田委員、よろしいでしょうか。
多田委員	日照について、事業計画地の近くの郡山五丁目に公園が二つあり、公園についての市長意見もありましたし、それらの公園の日照環境はどうなっているのでしょうか？冬至の夕方4時ぐらいは、冬だからあまり子供たちも遊ばないかもしれませんが、遊ぶとしたら日照環境は結構影響が大きいかなと思います。
事業者	事業計画地北側の郡山住宅児童公園と東側の郡山五丁目公園については、人と自然とのふれあいの場の予測対象として準備書に影響の程度を記載しておりますが、ご指摘のありました日陰になることによる影響については、特に記載しておりません。工事音ですとか、そういったことの観点から予測結果を記載しております。ご指摘のような日陰による影響がどの程度あるのかというのは、今後の検討課題になりますので、引き続き審査会の中でご回答申し上げる、もしくは追加検討結果を評価書に記載させていただければと思います。
多田委員	確認していただければと思います。 ところで、昨年度の事前調査書等と比べて、今回の準備書では、地図等の縮尺が小さい（より広範囲である）気がして、例えば公園と日影線の位置関係や、植栽のうちどこの桜を撤去してどう植え直すのかとか、そういった建物周辺の状況が分かりにくいように感じます。もう少しクローズアップして、実際の建物に近い計画図等も加えて示していただきたい。細かいところですが、よろしくお願いします。
事業者	準備書に記載されている図面の縮尺の話だと思いますが、いただいたご意見を踏まえて、評価書の段階でもう少し建物の影響がわかるような形にして、適宜追加で掲載させていただければと思います。
牧会長	多田委員、よろしいですか。 では、大野委員、お願いします。
大野委員	先ほど出た日照について、引き続き質問です。北東の位置に「なのはな園」という児童発達支援施設があり、その園庭にも日陰がかかっていると思います。準備書本編 8.5-8 (398) ページの図 8.5-5 の日影図は、地面から4mの高さでの影ですが、園庭の地面の高さでは、もっと広い範囲で長い時間陰がかかると思われます。「なのはな園」は、その辺り

	の影響を把握されているのでしょうか？
事業者	<p>「なのはな園」にかかる日陰の範囲や時間については、準備書では法令に基づく日影規制に対応して、地上4mの高さの結果を掲載しております。ご指摘のとおり、地上高さでの日影線はこれより範囲が広くなると思われます。</p> <p>現段階では「なのはな園」には具体的な説明はしておりません。今後、計画が進んだ段階で地元に対してご説明する機会が出てくると思いますので、その際に「なのはな園」に日陰も含めた事業の実施に伴う影響について説明できればと考えております。</p>
大野委員	<p>仙台市の事例ではないですが、保育園や幼稚園の園庭に日陰がかかることについて訴訟問題になったケースもあります。ですので、実際に建築工事が始まる前に、園庭を使うにあたって長い時間陰がかかることについて、「なのはな園」とはきちんと話し合いをされた方がいいと思います。</p>
牧会長	<p>その辺り、きちんと対応をお願いします。</p> <p>続いて、小林委員、お願いいたします。</p>
小林委員	<p>まず、騒音について教えてください。説明の中で、場内での騒音レベルが基準を超過するため防音壁を設置するという計画とのことでした（準備書本編 8.2-27（350）ページ）。この防音壁は高さ3.5mですので、それなりに高いものが建つことになります。この防音壁で対策する騒音の発生源は、車両走行なのか、それとも建物なのでしょう？建物であれば、防音壁としてかなり圧迫するものが建つことになるので、別の対策が考えられないのかなと思います。</p>
事業者	<p>騒音の予測結果が高くなっているのは、車両の走行による影響であり、建物の影響ではありません。特に事業計画地の東側については、車両が走行する道路と敷地境界線までの距離がかなり近く、その影響が大きいため環境保全措置として防音壁の設置を考えたという経緯となります。</p>
小林委員	<p>わかりました。そうしますと、例えば図 8.2-12（準備書本編 8.2-28（351）ページ）の防音壁の近くの白い部分（車路）は、トラック等が通るといっても、従業員の車が通る通路という認識でよろしいですか？</p>
事業者	<p>その図の右手側（事業計画地の東側）に「防音壁 H=3.5m」とあるすぐ左側の白い通路は、トラック用です。</p>
小林委員	<p>おそらく敷地の使い方からして、そこを通らざるを得ないということだとは思いますが、防音壁がかなり大きいので気になるのと、高い建物と高さ3.5mの防音壁の間の谷間を車が通ることになるので、防音壁の東</p>

	<p>側の地上1.2mレベルではそれなりに防音されるでしょうが、たとえば3階建て住宅があった場合、音が上に抜けて十分に防音されない可能性もあるかなと思います。その辺りについて検討した上で、高さ3.5mの計画になっているのでしょうか？</p> <p>敷地境界の騒音の基準は、法的には高さについて規定がないのでシビアな判断になり得ると思いますが、その辺りいかがでしょうか？</p>
事業者	<p>準備書は、敷地境界線上の防音壁の後ろ側、地上1.2mの高さでの予測結果を示しております。ご指摘がありました、地表から少し離れた、例えば2階とか3階の高さについては、準備書の段階では検討しておりません。その予測結果については、必要であれば追加で検討して、どの程度の騒音レベルになるのかの確認を検討してまいりたいと思います。</p>
小林委員	<p>わかりました。騒音には規制基準があって、クレームが出たときは高さ関係なくその基準値で判断されるので、防音壁のすぐ裏の地上1.2mでは圧倒的に防音が効くはずですが、行路差（音が伝わるルート）によって効果が全然違いますので、確認しておいていただく方がいいと思います。</p> <p>もう一つ、確認です。交通量については、排気ガスや騒音における渋滞の影響という文脈で出てきていて、事後調査では排気ガスや騒音については確認することになっていますが、明らかに渋滞しそうな気がしますので、事後調査では交通量について確認しないのでしょうか？渋滞対策は何か考えてらっしゃいますか？</p>
事業者	<p>事業計画地南側の道路の渋滞の話かと思いますが、状況によりまして、工事中も供用後も渋滞が著しいときには、施設内に一時的に車両を留めておくとか、そういった配慮はするという計画で、運用上そういったことをやろうということを考えているということです。</p>
小林委員	<p>その対策について、準備書には書かれているのでしょうか？近隣住民の視点からすれば、その辺り（渋滞対策）は気になるところだと思います。</p>
事業者	<p>承知しました。改めて、準備書の記載を確認しまして、記載されていないようであれば評価書にいただいたアドバイスを踏まえて書いてまいりたいと思います。</p>
小林委員	<p>その辺り、よく配慮をお願いいたします。</p>
牧会長	<p>次回までに、ぜひご対応をお願いします。</p> <p>それでは、岩谷委員、お願いいたします。</p>
岩谷委員	<p>同じような話になりますが、騒音関係で等高線図をお示しいただいていますが、これは先ほどの議論にもあったように地上高さ（1.2m）の予</p>

	測結果かと思われます。事業計画地の北側に郡山住宅のような高い建物が直近にあると、そこには多分、直接的な音が入っていくことが考えられると思いますので、その辺りを配慮した評価をしていただくべきと私も思います。
事業者	承知しました。準備書では、敷地境界線上の防音壁のすぐ後ろ側での予測結果ですので、先ほどのご指摘も踏まえて、実際の保全対象施設、住宅等の位置についても検討して、その結果を今後お示しするようにいたします。
牧会長	岩谷委員よろしいですか。
岩谷委員	承知しました。よろしくお願いいたします。
牧会長	齋藤委員、お願いします。
齋藤委員	<p>今回あまり触れられなかった部分かと思いますが、廃棄物について、方法書への市長意見に対する見解で、供用時の廃棄物の予測では「既存の DPL 仙台長町のテナントを参考に入居するテナントを想定し、予測を行う」と記載されていますが、準備書の説明では、原単位の根拠等についてよくわからなかったと思います。これは、業種によって原単位を変えて計算するという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、準備書本編 8.9-4 (468) ページ (表 8.9-5 欄外) では、「DPL 流山 I の値より設定」とありますので、市長意見への見解と異なるのではないのでしょうか？</p>
事業者	<p>ご指摘のとおり、準備書本編 3-4 (33) ページの市長意見に対する事業者の見解では「DPL 仙台長町のテナントを参考に入居するテナント業種を想定し、予測を行いました」と記載しておりますが、8.9-4 (468) ページの予測結果の説明では「DPL 流山 I」とあり、事業者の見解と説明がリンクしておらず申し訳ありません。実際は、予測に当たって DPL 仙台長町のデータが不十分で、準備書作成時点で入手できた DPL 流山の情報を使い予測を行ったという次第です。結果的に、方法書時点の市長意見に対する事業者の見解とは異なることになりましたので、適宜修正させていただきます。</p>
齋藤委員	<p>それでは、事実に基づいて記載をしていただくということと、できるだけ現実に近い条件で予測される方がよろしいかと思います。</p> <p>それと、もう一点。準備書本編の 8.9-2 (466) ページ、表 8.9-3 で廃棄物量の予測をされていますが、このうち 1 千 t 以上出る予定の「混合廃棄物」について、その処理方法は「最終処分」のみ、再資源化率は 61% と記載されています。これは、「最終処分」以外に再資源化も行うということでしょうか？</p>

事業者	準備書本編の表 8.9-3 にある「混合廃棄物」の再資源化率=61.4%、処理方法=最終処分についてのご指摘だと思います。今回の事業で発生した混合廃棄物が必ず61.4%程度の再資源率を達成できるかという、予測ではあくまで他事業での再資源化率を集めた結果を用いているので、現段階では確約まではできませんが、この程度の再資源化率の達成は可能だろうと考えております。
齋藤委員	そうですね。もちろん今回は予測ですので、仮の想定で行うわけですが、事後調査で評価を行う際に、予測のときにどういった条件設定だったのかが重要になってくると思います。例えば「その他」と「混合廃棄物」はどのように異なるのか等、かなり曖昧な部分が多いように思いますので、カテゴライズも含めて見直しをしていただければと。処理方法として最終処分とだけ書いてあるのに再資源化もするという齟齬が無いように、この辺りをもう一度チェックされた方がよろしいかと思ます。
事業者	ご指摘いただいたことを踏まえて検討してまいります。ありがとうございます。
牧会長	よろしいですか。 永島委員、お願いします。
永島委員	私からは、供用時の温室効果ガスについて質問です。準備書本編の10-20 (502) ページで、本事業では ZEB Ready 以上を目指すということと、太陽光パネルを設置して発電することも書かれていますが、具体的にどういう計画なのか決まっている、あるいは想定されているのであれば教えてください。
事業者	設計担当から回答いたします。現時点で示せるのは、準備書に記載していると通りの目標等までとなります。具体的な内容については、正直なところこれから決めていくことになり、評価基準を採用するかどうかについても、実はこれからということになります。いただいたご意見も踏まえて、なるべく正確な評価を行っていきたいと考えております。
永島委員	本事業はかなり大きな建物で、おそらく屋根も広いので、かなりの容量の太陽光パネルを載せられるように思われます。そうすると ZEB Ready と言わず、ZEB まで目指せるのではないかと思いますし、仙台市でも脱炭素先行地域に選定されているいろいろ進めているので、こういう機会に、経済性の面等いろいろ課題はあると思いますが、PPA モデル（初期費用とメンテナンス費用をかけずに、太陽光発電システムを導入できる仕組み）のように初期費用をあまりかけずに太陽光パネルを設置することもできると思うので、ぜひ具体的に検討いただきたい。そしてその検討結果や見通

	しについても、例えばこの施設でのエネルギー消費量のどれぐらいを太陽光発電で賄えるだとか、どれぐらい売電できるとか、そういったところも含めて、予測の中にも入れていただきたいです。
事業者	具体的な形が見えてきた段階で、記載なり、報告できるようにしたいと思います。
牧会長	ぜひご検討をお願いします。 石川委員、お願いします。
石川委員	土壌汚染対策について、準備書本編の 1-20 (20) ページ、表 1-5 に要措置区域と形質変更時要届出区域の指定状況が示されていますが、まず、指定番号「要-24」の指定面積は間違っていると思いますので、確認をお願いします。(正しくは 17242.736 m ²) それから、この土壌汚染対策を完了してから事業者を引き渡しになるという説明ですが、現状どのような対策を行っているのか教えていただけるでしょうか？
事業者	現在の土地の所有者が行う土壌汚染対策として、いわゆる指定区域を解除できるような土壌改良を行っていると聞いております。本事業に引き渡される段階では、要措置指定区域の解除ができる状態になると聞き及んでおり、スケジュールに則って措置の作業がされているというレベルでの情報共有をしております。
石川委員	措置と言っても様々な種類がありますので、実際にどういう措置をされるのか具体的に把握しておいた方が、後になって配慮すべきことがあるかどうかの検討材料にもなりますので、情報共有をより詳しいレベルで行っていただければと思います。
事業者	アドバイスありがとうございます。今度確認してまいります。
牧会長	よろしくをお願いします。 小林委員、お願いします。
小林委員	追加で風について確認させてください。さきほど「風が2倍ぐらいまで」という説明があったので、改めて資料を見てみると、準備書本編 8.6-15 (416) ページに北北西の風の予測結果が出ています。一方、その少し前 (8.6-11 (412) ページ) には、「風速 5m/s 以上の強風については、西北西からの風の頻度が高い状況」とあり、データも示されています。であれば、強風時のチェックも必要だと思われます。それから、強風はどちらかという建物 (近くの住宅) に対する影響が大きいのので (歩いている人も風は受けますが)、予測は地上 1.5mのみで検討が十分なのか気になるところです。今回ここで示されているのは北北西の通常の卓越風の予測結果ですが、より強い卓越風向 (西北西) とは違ってい

	<p>るので、その解析等はされているのでしょうか？</p> <p>それと、住宅の間の地上1.5mの高さでは、風が弱いのは普通なので、もう少し高い地点、2階建ての2階とか3階建ての3階の辺りでは強い風になったり、大きい建物の角で強い風が生まれたり、ということが起こる可能性もあると思いますが、確認はされているのでしょうか？</p>
事業者	<p>風の影響につきましては、地上1.5mより高い場所については検討しておりません。年間を通じて出現頻度が高い卓越風向である北北西の風と南側の風について検討した結果になっております。ご指摘いただいた点について、必要であれば追加の検討も行いますが、今回の準備書では、年間を通じて多く吹いている風によりどういった影響があるのかについて記載しております。</p>
小林委員	<p>風についてまたチェックされるとは思いますが、準備書本編 8.6-11 (412) ページで強風時の風向について記述があり、仙台は西風が冬に非常に強い場所で、まさにそのデータが示されているわけですので、これはぜひ確認していただく必要があると思います。仙台市民として、冬の西風が非常に強いことを実感している人が多いと思いますので、そこは検討された方がよろしいかと。確認して問題なければいいですし、例えば建物の隅で風が強くなりそうということなら、風切のようなものを付けてあげるとか、何か対策に繋がるかもしれないので、ぜひ確認をお願いします。</p>
事業者	<p>ご助言ありがとうございます。実際、今回の配置を見ますと、すぐ西側に既存の DPL 仙台長町がありますので、西北西の風はそこで遮られてある程度影響は緩和されると想定しておりますが、実際、仙台管区気象台における強風の頻度は西北西がだいぶ高いので、追加で検討させていただきます。</p>
小林委員	<p>そうですね、すぐ西に DPL 仙台長町はありますが、本事業の方がずっと大きい建物になります。その周りを巻いてくる風が、風下側で、要は陰圧になって渦巻いたりしますし、西に DPL 仙台長町があってもブロックしきれないでしょうから、ぜひ確認していただいて、後々面倒なことにならないようにご検討いただければと思います。</p>
事業者	<p>承知しました。ありがとうございます</p>
牧会長	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>では、最後に加村委員、お願いいたします。</p>
加村委員	<p>私からは、土壌環境と水質についての指摘となります。準備書本編 1-18 (18) ページの工事工程で、土工事が1月から3月となっています。1月から3月に土工事が多いとなると、スタッドレス等の冬タイヤの影</p>

	<p>響で、ダンプカー等が道路に土を引っ張るような形になると思われます。本編 8.1-13 (277) ページに搬出土量 36,500 m³とあり、1時間当たり 20 台ものダンプが出入りすると読み取れるので、こういった泥を道路に引っ張らないような対策は何かされるのでしょうか？引っ張られた泥が路面排水に乗って、泥水が雨水排水とともに流出するようなことになるとよくないので、何か対策は検討されているのでしょうか？</p>
事業者	<p>建設工事の場合、ご指摘にあるように、工事現場の敷地内の舗装が無い土がむき出しのところから大型車両がタイヤに泥をつけて外へ出ていくのは、しばしば近隣問題になったりもします。そういったことも踏まえて、工事現場から出る際には泥のところから行かないように、例えば鉄板を敷いて構内の通路を作ったり、それでも泥がどうしても引っ張られるような場合は、出口にいわゆるジェットシャワーのような施設を準備して、近隣の皆様に不快な思いをさせないという観点からも、工事車両が綺麗な状態で場外に出ていくようにするというのが、最近では建設会社として一般的な考え方になっております。本事業でも、ご指摘を踏まえながら、より一層対策を徹底して工事の際にはそういったことがないように、事業者側から施工業者に指導させていただく予定です。</p>
加村委員	<p>わかりましたよろしくお願ひいたします。</p>
牧会長	<p>他にもいろいろとご意見があるかと思いますが、追加のご意見等については、後ほど事務局に提出願ひます。</p> <p>次回は、本日のご意見等について事業者の対応方針をお示しいたいただき、さらに審議を重ねたいと思ひます。</p> <p>事業者の方はご退出願ひます。</p>
	<p>(事業者退室)</p>
牧会長	<p>それでは、【次第 5 その他】に移りますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、これで審議を終了し、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>【次第 5 その他】</p> <p>事務局から 2 点連絡させていただきます。</p> <p>1 点目は、森林地域における太陽光発電事業を対象とした配慮書手続きの新設についてのお知らせでございます。</p> <p>こちらは、7 月の本審査会と、8 月の環境審議会においてご報告させていただいたものでございます。</p> <p>このたび、具体的な手続きについて定めた要綱を制定し、令和 7 年 1 月 1 日からの施行として、森林地域での太陽光発電事業を行う事業者に対し、これまでの方法書の前段に環境配慮書手続きの実施を求めることといたしました。</p>

	<p>た。</p> <p>今後、該当する事業があった場合には、配慮書について審査会において委員の皆様のご意見を頂戴したく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2 点目でございます。本日ご議論いただいた案件について、追加でご意見等がございましたら、<u>11 月 20 日（水）</u>まで、事務局宛にメールでお送りくださいますようお願いいたします。</p>
事務局	【次第6 閉会】 《審査会終了》

令和6年12月11日

(会長、委員の署名：略)